

全日本団体対抗テクノクラスウインドサーフィン選手権 2025

<帆 走 指 示 書 (SI) >

[DP] は、RRS 序文 - 表記にしたがってペナルティーが決定される規則を意味する。

[NP] は、この規則の違反は、ボードによる抗議の根拠とならないことを意味する。

[SP] は、レース委員会が、審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。

1 適用規則

本大会は「国際セーリング競技規則2025-2028 (RRS) 及び付則B」に定義された規則、テクノ293クラスルールを適用する。

2 競技者への通告

競技者への通告は陸上でのD旗掲揚までに本大会用LINEグループチャットへ、または予告信号以前での海上本部船からのL旗掲揚による口頭指示 [RRS.90.2(C)] 、の何れかにより通告される。

尚、6.1のスケジュールの変更は、通告された時点から有効とする。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の D 旗掲揚までに掲示される。

4 陸上で発する信号

4.1 陸上の信号は陸上本部付近のフラッグポールに掲揚する。

4.2 D旗が音響1声と共に掲揚された場合には「選手はレース・エリアに向え、予告信号は25分後以降に発する」ということを意味する。

4.3 D 旗が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタート時刻は延期されていることを意味する。選手は海上への出艇が禁止され、大会本部からの指示に従わなければならない。

5 [DP] [NP] 海上で発する信号

スタート・ライン又はフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇、又はその他のレース委員会艇に H 旗、N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗、AP/A 旗が掲揚された場合には、競技規則レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「全艇直ちに指定された浜に戻り、帰着申告をしなさい」ということを意味する。

6 レースの日程

6.1 日程

10月25日（土）

9 : 00～10 : 00	受付、インスペクション
10 : 00	開会式・選手ブリーフィング
10 : 55	第1レースの予告信号時刻 レース数：1日最大4レース。

10月26日（日）

9 : 30	その日の最初のレースの予告信号時刻 レース数：1日最大4レース。
17 : 00	閉会式

6.2 1日最大4レースとし、2日間で最大6レースを行う

6.3 最終日のレースの予告信号は 15:30 以降に発せられることはない。ただしゼネラルリコールによる再スタート、およびディビジョン分割された場合に引き続きレースが予定される時は、予告信号が発せられることがある。

7 クラス旗

クラス旗は、TECHNO293 旗を用いる。

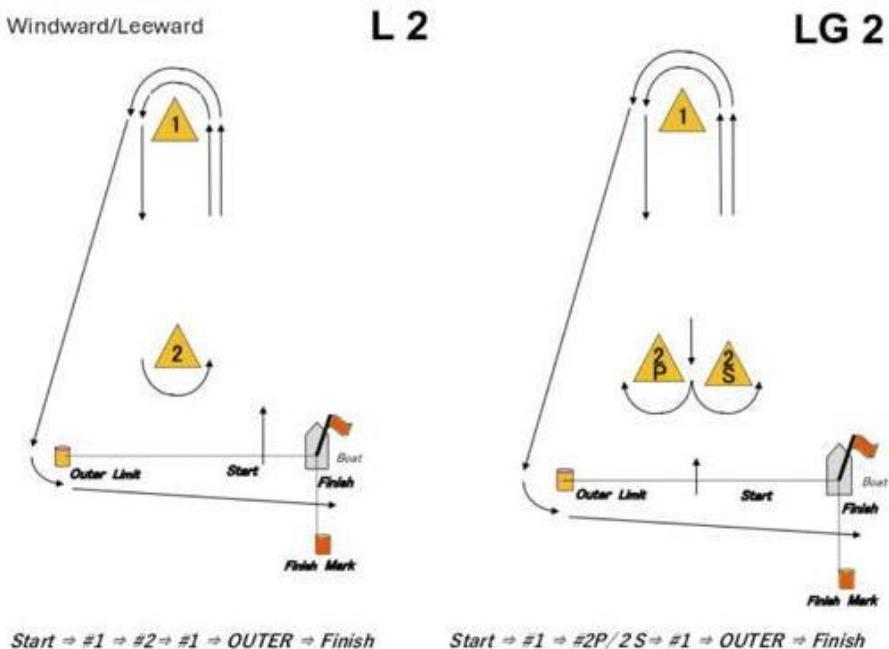
8 レース・エリア

8.1 レースエリアは大阪北港セーリングゾーン内とする。

8.2 [DP] [NP] レース委員会が指定する場所から出艇することとする。

9 コース

9.1 下記図のコースを予定するが、最終的にはレース当日の海面状況により決定される。



10 マーク

実際に使用するマークブイの色および形状は、当日の選手ブリーフィングにて公表される。

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スタートボードの端にあるレース委員会シグナルボート（以下本部船）のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタート・アウタリミット（ピン）マークとの間とする。

11.2 スタート信号の4分より後にスタートする艇は「DNS」と記録される。

11.3 スタートは以下のように行われる。なお、全て RRS30.4 黒色旗規則が適用される。

5 分前	クラス旗掲揚
4 分前	黒色旗掲揚
1 分前	黒色旗降下
スタート	クラス旗降下

11.4 [SP]準備信号（スタート信号4分前）が発せられた後、艇はスタートラインの両端と第1マークを結ぶ線を横切ってコース・サイドへ侵入することを禁止する。これに違反した艇は審問無しにSCPと記録し、フィニッシュした順位の数に10を加えた得点を記録する。ただし、失格のボードより悪い得点を与えられることはない。

11.5 [DP] [NP]フィニッシュした艇は、レース中の艇、及び予告信号が発せられている艇を十分に避けて、直ちに本部船右側のウェイティング・エリアへ戻らなければならない。

11.6 黒色旗規則に違反した艇のセールナンバーは、本部船より音声にて通告する。これはRRS30.4 を変更している。なお、確認は各ボードの責任である。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、本部船のオレンジ旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコースサイドとの間とする。

13 タイム・リミット

先頭艇が RRS 28.1 に定めるコースを帆走してフィニッシュ後、20 分以内にフィニッシュしなかった艇は、「DNF」と記録される。

14 抗議と救済要求

- 14.1 審問要求書は大会本部で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な時間内に大会本部に提出されなければならない。
- 14.2 抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 45 分後とする。
- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、本大会用 LINE チャットに通知する。
- 14.4 RRS 付則 T (調停) を適用する。両者が裁定人の判決を受託すると合意する場合、適用されるペナルティーは参加数の 30% (少数点以下を四捨五入) の得点ペナルティーとなる。得点ペナルティーの加算で、そのレースで失格とされたボードに適用される得点より大きい得点を受ける結果となる場合、そのボードは失格とされたボードと同得点が記録される。得点ペナルティーの適用は他のボードの得点に影響を及ぼさない。得点は ARB として成績表に表示される。

15 得点方式

得点方式は、次のとおりとする。

15.1 チーム対抗戦

- (ア) 参加艇数は、「3 名が登録されたチームの数×3 に加え、3 名以下の選手が登録されたチームの選手の数の合計」とする。この項は RRS 付則 A4 を変更している。
- (イ) 各レースの得点は、3 選手のレース得点の合計とする。3 名以下の選手の数で参加するチームの各レースの得点は、3 選手に満たない選手を DNC として記録し得点の合計に加える。
- (ウ) 4 レース未満しか完了しなかった場合、各チームのシリーズ得点は、レース得点の合計とする。この項は RRS 付則 A2.1 を変更している。
- (エ) 4 レース以上が完了した場合、各チームのシリーズ得点は、最も悪いレース得点を除外したレース得点の合計とする。

15.2 個人成績

- (ア) 4 レース未満しか完了しなかった場合、各選手のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。この項は付則 A2.1 を変更している。
- (イ) 4 レース以上が完了した場合、各選手のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- (ウ) 帆走しなかったレースの得点は、DNC として記録される。

15.3 1 レースの完了をもって、本大会の成立とする。

16 安全規定

- 16.1 **[DP] [NP]** 海上にいる間、競技者は個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。この項は第 4 章前文および RRS40 を変更している。
- 16.2 レース委員会又はジュリーはレース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合は、リタイアを命ずることができる。この措置に対する救済要求はできない。
- 16.3 **[SP]** 選手は各レース日の最初の D 旗掲揚までに出艇申告を、その日の最後のレース終了後 45 分以内に帰着申告を、申告用紙にサインをしなければならない。この規定に違反した場合には、レース委員会は審問無しに SCP と記録し、フィニッシュした順位の数に 5 を加えた得点を記録する（続けてレースが行われた場合、出艇の手続きに違反した場合は最初のレース、帰着の手続きに違反した場合は最後のレース）。ただし、失格より悪い得点を与えられることはない。これは RRS A5 を変更している。
- 16.4 **[DP] [NP]** レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

17 [DP] [NP] 装備品の交換

- 17.1 損傷又は紛失による装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- 17.2 損傷又は紛失した装備品の交換が海上の場合には、損傷したことが海上のレース委員会によって確認された後、許可されることがある。

18 [DP] [NP] 支援艇

チームリーダー、コーチ、その他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、又はレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにいてはならない。これに違反した場合、そ

の支援艇に関連する全ての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

19 否認

この大会の競技者は自分自身の責任で参加する。RRS 3（レースをすることの決定）参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害又は身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

20 ごみの放棄の禁止

レース参加艇およびサポートボートは、陸上及び海上にごみ等を投棄してはならない。



SI-2 オープンチャット用登録 QR

表1 裁量ペナルティーの基点となるペナルティー・バンド
(通常 基点となるペナルティーはバンドの中点とする)

<全日本団体対抗テクノクラスウインドサーフィン選手権 2025 2025年10月25日～26日>

特定された違反 (SPECIFIC BREACHES)		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定された違反がリストにないか、バンドの範囲が示されている場合、表2を参照 ・D Pは、特定された違反に対し認められる 		バンド
帆走指示書/ レース公示/項番		
SI 5 (海上で発する信号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 尤もな理由なく、「浜に戻り、帰着申告をする」指示に従わなかつた ② 指示に従わなかつたが、尤もな理由があつた 	4 1-2
SI 8.2 (指定場所から出艇)	<ul style="list-style-type: none"> ① 尤もな理由なく、「指定場所から出艇する」指示に従わなかつた ② 指示に従わなかつたが、尤もな理由があつた 	4 1-2
SI 11.5 (レース中でない艇)	<ul style="list-style-type: none"> ① レース中で無いボードが、レース中のボードを十分に避けなかつたり、そのレース終了時刻までにレースエリアへ侵入した。 	1-3
SI 16.1 (個人用浮揚用具)	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人用浮揚用具を着用していなかつた 	4
SI 16.4 (リタイア)	<ul style="list-style-type: none"> ① 尤もな理由なくリタイアをできるだけ早くレース委員会に伝えなかつた ② リタイアを伝えたが適切な時間ではなかつた ③ 捜索が発動した 	2-4 1-2 4
SI 17 (装備の交換)	<ul style="list-style-type: none"> ① 損傷または紛失した装備の交換を、レース委員会の承認なしで行つた 	1-3
SI 18 (支援艇)	<p>(関連するチームの全艇に課す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援要員がレースに影響するエリアにいた ② 違反した後に指導に従わなかつた 	1-3 4

裁量ペナルティー (DP) ポリシー

- (1) プロテスト委員会が、違反に対するペナルティーを決定する裁量がある場合、そのペナルティーはゼロ点から DNE (失格) の範囲まである。ペナルティーの裁定において、プロテスト委員会はこの文書を手引きとする。
- (2) 裁量ペナルティーは、標準的なペナルティーの単なる一覧ではない。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、正当な理由づけをされ調整される。全体的な考え方は、特定される違反に対するペナルティーの基点を制定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものである。
- (3) ペナルティーを示す基点は、添付する2つの表にリストされている。通常の特定された違反に対する基点となるバンド、および特定された違反がリスト上にない場合に用いられる一般的質問に対する解答、を示している。特定された違反 (SPECIFIC BREACHES) に対しペナルティーの範囲が示されている場合、特定された違反のバンドを裁定するための一般的質問 (GENERAL QUESTIONS) を用いること。
- (4) ペナルティーは次の4つのバンドに分けられ、通常基点となるペナルティーを中点とする：
- バンド 1 - 00 - 10% (中点 5%)
 - バンド 2 - 10 - 30% (中点 20%)
 - バンド 3 - 30 - 70% (中点 50%)
 - バンド 4 - DSQ/DNE (基点は DSQ)
- (5) 初めに、下記の表を用いて、どのバンドを適用するかを決定する。決定したバンドの中点をペナルティーの基点とする。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンド内カーバンドの変更が必要か否かを決定する。
- (6) 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがある。
1. 違反は偶発的であったか？
 2. 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか？
 3. 違反は競技者自らによってプロテスト委員会に申し出たか？
 4. その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか？
- (7) 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがある。
1. 違反は繰り返されたか？
 2. 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 3. 違反を隠そうとする何らかの意図があつたか？
 4. 誰かに迷惑をかけたか？
- (8) プロテスト委員会は、ペナルティーの増減をする場合、裁定するためその他の質問を用いることができる。
- (9) ペナルティーの計算と適用
- ・ 裁量ペナルティーは、艇の得点を RET や DSQ の得点より悪くしなくてよい。
 - ・ パーセンテージ・ペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ・ 違反がレースの性能に影響した場合、ペナルティーはその日帆走するした全てのレースに課せられる、ただし抗議が全てのレースに有効な場合に限る。
 - ・ 違反がレースの性能に影響していないなく、特に管理上大きな場合、RRS64.1 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近くで帆走したレースに課される。
- (10) 裁量ペナルティーを適用する判決文を記述する場合、次の記述を含める。
- ・ 裁量ペナルティー・ガイドに基づき、ペナルティーの出発点を XX% と決定した。
 - ・ ●●であるので、「ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - ・ ●●であるので、「ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - ・ 適用するペナルティーを、[その日のすべてのレース] または [レース番号 yy] に XX% 適用する。